

茜島シーサイドスクール事業実施要綱

平成18年1月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市小・中学校通学区域に関する規則第4条に基づき、児童生徒及び保護者が野島小・中学校への転入学を希望し、教育的効果が期待できる場合に、就学について一定の条件を付して、野島小・中学校への転入学を認める制度（以下「茜島シーサイドスクール事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象校及び所在地)

第2条 対象校の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 防府市立野島小学校 防府市大字野島158-1
- (2) 防府市立野島中学校 防府市大字野島158-1

(対象学年及び定員)

第3条 茜島シーサイドスクール事業による就学（以下「就学」という）は、原則として、小学校においては3年生以上を対象とし、中学校では全学年を対象とする。定員は小・中学校合わせて10名程度とする。

(就学の条件)

第4条 就学の条件は次のとおりとする。

- (1) 就学期間は、原則として、年度当初から1年以上の通年通学とする。
- (2) 通学方法は渡船通学とする。（渡船通学に必要な事項は防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱に定める。）
- (3) 就学する児童・生徒及び当該保護者は、防府市に住所を有し居住していること。
- (4) 保護者は、児童・生徒が従前の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全の確保に対する配慮が特に必要であり、自宅から、三田尻港栈橋までの送迎は保護者の責任で行うこと。
- (5) 保護者は、学校の指導體制や地域の支援体制に協力すること。
- (6) 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情から、身体的精神的状況がこれに耐えられることが前提であること。
- (7) 就学は、原則として、年度当初からとする。ただし、特別な事情で、教育委員会が特に必要と認めた場合は、学校や地域に支障がない限り、年度の途中で就学することができる。

(就学の手続き)

第5条 就学の手続きは次のとおりとする。

- (1) 「茜島シーサイドスクール説明会」への参加
保護者は、毎年2学期に実施予定の「茜島シーサイドスクール事業説明会」に参加し、就学に必要な情報を収集する。
- (2) 「体験入学」への参加
在籍学校長は、本人・保護者に転入学の意思がある場合、その理由や目

的を保護者と十分協議し明確にする。

転入学希望者は、原則として「体験入学」に参加する。転入学希望者は、在籍校長にその旨を申し出て、「体験入学申込書」を防府市教育委員会に提出し、教育委員会の「体験入学許可証」により見学日を決定する。

(3) 募集期間

原則として毎年12月中旬から1月上旬までとする。

(4) 事前審議

在籍校の校長は、校内委員会において、「体験入学報告書」を踏まえ、当該児童・生徒の就学が適正かどうか審議し、適正であると判断した場合は、防府市教育委員会に「校内就学指導資料」を提出する。

(5) 審査

防府市教育委員会は、「体験入学報告書」及び「校内就学指導資料」に基づき審査の上、就学が適正と認めた場合は、在籍学校長、野島小・中学校長、保護者にその旨を連絡する。

(6) 就学許可

防府市教育委員会から適正の旨の連絡を受けた保護者は、防府市教育委員会に「就学学校変更許可願」を提出する。

防府市教育委員会は、提出された「就学学校変更許可願」により就学許可を決定し、「就学学校変更許可書」を保護者に交付する。

(就学の取消し)

第6条 就学許可後において、申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じたりした場合は、就学を取り消すことがある。

(シーサイドスクール事業連絡協議会)

第7条 年度末毎に、元の在籍校、野島小・中学校、防府市教育委員会で、「シーサイドスクール事業連絡協議会」を設け、児童・生徒の就学状況について協議し、その内容を保護者に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、茜島シーサイドスクール事業等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし第5条の規定は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。